

## 様式

## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和3年5月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等	<input type="checkbox"/> 中止
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等	
2. 都道府県名	佐賀県	執行機関名 多久市長
3. 市区町村名	多久市	
4. 届出番号	1	
5. 独自利用事務の事例番号	57-1	ひとり親等の医療費助成に関する事務
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	https://www.city.taku.lg.jp/soshiki/12/6003.html	

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和55年多久市条例第28号)による助成金の支給に関する事務(以下「ひとり親医療費助成事務」という。)
②番号法別表第1の項	37	
③番号法別表第2の項	57	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		多久市個人番号の利用等に関する条例別表第1第2の項 多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和55年多久市条例第28号)による助成金の支給に関する事務(以下「ひとり親医療費助成事務」という。)
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	児童扶養手当法(昭和三十六年法律第二百三十八号)第1条	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和55年多久市条例第28号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	この法律は、父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給し、もつて児童の福祉の増進を図ることを目的とする。	この条例は、母子家庭、父子家庭及び父母のいない児童の医療費の一部を助成することにより生活の安定と福祉の向上を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和55年多久市条例第28号) 多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則(昭和55年多久市規則第9号)

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例(昭和55年多久市条例第28号)第6条
②事務の内容	児童扶養手当法第六条の児童扶養手当の受給資格及びその額の認定の請求に係る事実についての審査に関する事務	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第6条の規定による受給資格の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ニ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ホ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ハ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 チ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 リ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヌ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ル	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 1 号 ヲ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条
②事務の内容	児童扶養手当法第八条第一項の手当の額の改定の請求に係る事実についての審査に関する事務	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第7条の規定による受給資格変更の審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ニ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ヘ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ト	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号チ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号リ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ヌ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 2 号ル	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報

特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条
②事務の内容	児童扶養手当法施行規則第四条の現況の届出に係る事実についての審査に関する事務	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例施行規則第3条の規定による受給資格証の更新手続きの審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号ニ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	道府県民税に関する情報	道府県民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ホ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例第3条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	住民票に記載された住民票関係情報	住民票に記載された住民票関係情報
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ヒ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報	私立学校教職員共済法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 チ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報	厚生年金保険法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 リ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	国家公務員共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ヌ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報	国民年金法による年金である給付の支給に関する情報

特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ル	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報	地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給に関する情報
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 31 条 項 6 号 ヲ	多久市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例4条4号
②情報提供者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者	児童扶養手当法第三条第二項に規定する公的年金給付の支給を行うこととされている者
③提供を求める特定個人情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報	地方公務員災害補償法による年金である補償の支給に関する情報
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

事務5	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務6	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務7	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務8	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
事務9	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		

特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報10		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

事務10	(1)法定事務 番号法別表第二主務省令 条 項 号	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②事務の内容		
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報3		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報4		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

特定個人情報5		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報6		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報7		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報8		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		
特定個人情報9		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

## 特定個人情報10

①根拠規定	番号法別表第二主務省令 条 項 号	
②情報提供者		
③提供を求める特定個人情報		

備考

備考	
----	--